

計画期間（平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度）における
第 1 号被保険者の保険料について

1 中間案以降の変更事項

項 目	影響額(月額)
①平成 30 年度介護報酬改定率が確定（+0.54%）	+ 9 6 円
②新しい経済パッケージ（勤続 10 年以上介護福祉士への処遇改善）※ 1	
③平成 31 年 10 月予定の消費税増税（8%→10%）に伴う影響 ※ 2	
④調整交付金の交付割合の確定	△ 9 円
合 計	+ 8 7 円

※ 1 勤続 10 年以上の介護福祉士について月額 8 万円の処遇改善が導入される予定
（平成 31 年 10 月実施予定）

※ 2 平成 31 年 10 月消費税増税に伴い、報酬改定が行われる予定

→中間案基準月額（5, 9 2 4 円）へ影響額（+ 8 7 円）を反映した額 6, 0 1 1 円

2 中間案（保険料関係）へ寄せられた意見等

- ・保険料の引き上げを少しでも抑制できるように検討することを求める。
- ・年々保険料が上がっていくのは重い。
- ・高所得者の保険料はもっと上げて良いと思う。非課税世帯の方の保険料はもっと下げるべき。

→保険料増加への負担感が強く、所得に応じた段階など低所得者への対応の再検討要望もあり。

3 保険料基準月額の上昇抑制にかかる再調整

被保険者の保険料増額への負担感を勘案し、保険料増額をできる限り抑制するため、計画期間中の費用を改めて精査するとともに、現行で12段階制を採用している段階制について見直しを行うこととしたい。

①計画期間費用の精査

中間案以降の変更事項を反映するほか、サービス給付金額について直近の実績・傾向を勘案するなど、計画期間中に必要となる費用額を精査した。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
中間案	734億円	768億円	796億円	2,298億円
最終案	729億円	771億円	807億円	2,307億円

②保険料段階の改定

所得に応じた負担割合について、よりきめ細やかな段階設定となるよう、所得の高い方々の段階を1段階増やすほか、10～12段階の基準額に対する割合を変更する。

- ・第12段階を細分化し、第13段階を設定（所得区分1，000万円以上）
- ・第13段階の基準額に対する割合を新設し、第10～12段階の割合を変更

段階	基準額に対する割合
第10段階	1.70（第6期：1.65）
第11段階	1.90（第6期：1.85）
第12段階	2.10（第6期：2.00）
第13段階	2.30（新設）

これらの見直しにより、保険料の基準月額は5,893円となり、中間案と比べて-31円となる。

【参考】第6期基準月額（5,493円）との差額 +400円（+7.3%）